

「平成24年度京都市食品衛生監視指導計画」(案)に係る
市民意見募集の結果

「平成24年度京都市食品衛生監視指導計画」(案)に対する市民意見募集を、下記のとおり実施し、市民の皆様から多数の御意見をお寄せいただくことができました。いただいた御意見に対する京都市の考え方をとりまとめましたので、公表します。

貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様に御礼申し上げます。

1 実施期間

平成24年1月12日(木)から平成24年2月17日(金)まで

2 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、保健医療課又は保健センターへの持参

3 募集結果

38名の方から66件の意見が提出

(1) 年齢別件数

| | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 不明 | 合計 |
|----|------|------|------|------|------|------|----|----|
| 男性 | 1 | 4 | 1 | 3 | 2 | 1 | 0 | 12 |
| 女性 | 9 | 7 | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |

(2) 居住地等区分別件数

| 市在住 | 市在勤 | その他 | 合計 |
|-----|-----|-----|----|
| 25 | 4 | 9 | 38 |

(3) 提出方法別

| 郵送 | FAX | 電子メール | 保健センター 保健医療課持参 | 合計 |
|----|-----|-------|-------------------|----|
| 1 | 6 | 3 | 28 | 38 |

(4) 項目別 (意見数)

| 項目 | 意見数 |
|--|-----|
| 1 放射能対策 | 13 |
| 2 リスクコミュニケーション | 13 |
| 3 計画全般 | 12 |
| 4 京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度 事業者による自主的な衛生管理の推進 | 8 |
| 5 漬物一斉監視 | 4 |
| 6 監視指導 | 3 |
| 7 食肉の生食に対する対策 | 3 |
| 8 路上販売弁当一斉監視 | 3 |
| 9 中央卸売市場 | 2 |
| 10 収去検査 | 2 |
| 11 産地表示 | 2 |
| 12 牛海綿状脳症 (BSE) | 1 |
| 合計 | 66 |

4 主な市民意見と京都市の考え方

(1) 放射能対策

【意見数：13 意見NO：1～13】

| 意見の要旨 | 京都市の考え方 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 放射能に対する不安が高まっているため、放射能検査を充実してほしい。 放射能検査結果を積極的に公表してほしい。 放射能による健康への影響について知りたい。 | <p>京都市における放射能検査については、市民の皆さまの安全安心確保のため、京都市中央卸売第一市場で流通している農産物や水産物の中から福島県周辺の産地のものを選んで検査を実施するとともに、京都市中央卸売第二市場において牛の全頭検査を実施してまいりました。平成24年度については、京都市中央卸売第一市場を通過せずに市内で販売されている食品も含め、検体数を増加して実施してまいります。</p> <p>また、検査結果は、「異常なし」というようなあいまいな表現を避け、数値をそのまま公表させていただいています。今後は、放射能の健康影響に係る基本的知識や基準値の考え方などを合わせて公表することで、さらなる市民の安全安心確保に努めます。</p> |

(2) リスクコミュニケーション

【意見数：13 意見NO：14～26】

| 意見の要旨 | 京都市の考え方 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 家庭向けに食中毒予防に係る講習会を実施するのがよい。 施設見学会の企画はとてもよい。学校にも周知してほしい。 | <p>家庭での食中毒の発生防止を目指し、台所の食中毒菌汚染実態調査や家庭における食品衛生の意見交換会を実施するなど、食中毒予防に係るリスクコミュニケーションを積極的に実施します。また、施設見学会などを実施する際には、周知方法を工夫し、より多くの方に参加いただけるように努めてまいります。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 学祭向け講習会など、学生への食中毒予防啓発が必要。 学生に対し、食生活の安全について系統的な教育が必要。大学関係者や大学生協と連携して進めてほしい。 | <p>平成23年度は、「学祭衛生管理マニュアル製作座談会」を開催し、学生との対話を通して「学祭衛生管理マニュアル」の製作に取り組んでいます。平成24年度は、完成したマニュアルを各大学に普及させ、食中毒予防の啓発に努めます。</p> <p>また、学祭に限らず食の安全安心をテーマとした学生向けの啓発について、大学関係者や関係団体と連携して進めます。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 「食こだわり人」の育成をどのように進めるのか、具体的に示してほしい。 | <p>「食こだわり人」とは、食の安全安心に係る知識をもとに自ら食の安全の観点で食品を選択する人としています。消費者団体との連携も視野に入れながら、消費者の食の安全安心に関する知識向上に取り組みます。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ホームページ「京・食ねっと」の開設は評価できる。 | <p>平成24年1月に食のポータルサイト「京・食ねっと」が開設されました。食育や食の安全安心、京の食文化、ライフステージごとの情報等が掲載される食の総合サイトになっています。引き続き、ホームページ情報を更新し、市民の皆さまへのわかりやすい情報発信に努めてまいります。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>・京都市中央卸売第一市場内に完成予定の「京の食文化普及啓発施設」を拠点とした事業も盛り込んでほしい。</p> | <p>庁内関係各課の各種事業と連携し、啓発事業に取り組んでまいります。</p> |
|---|---|

(3) 計画全般

【意見数：12 意見NO：27～38】

| 意見の要旨 | 京都市の考え方 |
|---|--|
| <p>・前年度の振り返りを踏まえ、どのように計画案を考案したのか、「PDCA サイクル」のプロセスを明示してほしい。</p> | <p>計画の策定に当たっては、前年度の取組結果や社会情勢を踏まえ、京都市食の安全安心推進審議会から御意見をいただいたうえで、策定しております。計画に基づく取組結果については、毎年度のとりまとめを公表します。公表の際には、昨年度実績等との比較を行うなど、わかりやすい情報提供を図ります。</p> |
| <p>・「京都市食品衛生監視指導計画」の周知方法を工夫すべき。 ・「京都市食品衛生監視指導計画」(案)の作成に、市民の方も参加していただけたらどうか。</p> | <p>「京都市食品衛生監視指導計画」は、食品等事業者向け及び市民向け概要版を作成し、周知方法を工夫します。 また、パブリックコメントを実施することで、広く市民の皆様からご意見をいただくとともに、いただいたご意見をできる限り反映するように努めます。</p> |
| <p>・食の安全を守ることは大変重要。これからはますますの発展を期待する。</p> | <p>生産から消費に至るすべての行程で、食の安全安心を確保するため、市民、事業者の皆さまとの協働により、食の安全安心行政に取り組みます。</p> |
| <p>・本パブリックコメント募集事業のホームページが一時アクセスできなかった。また、京都市食の安全安心推進審議会の審議結果が掲載されていなかった。改善が必要。</p> | <p>ホームページの不具合があったことをお詫びいたします。定期的に点検し、適切に掲載されていることを確認します。 また、審議会結果につきましても、一時、ホームページの欠落等により掲載されていなかったことがありましたので、改善させていただきました。</p> |

(4) 京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度、事業者による自主的な衛生管理の推進

【意見数：8 意見NO：39～46】

| 意見の要旨 | 京都市の考え方 |
|--|---|
| <p>・京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度は、よい制度だと思うが、周知が足りない。市民や事業者へのさらなる周知が必要ではないか。</p> | <p>京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度を広く市民や事業者の皆さまに知っていただけるよう、認証施設の見学会、認証施設マップの製作など、周知方法を工夫します。</p> |
| <p>・京都府の「信頼食品登録制度」との違いがわかりにくい。統合を図って欲しい。</p> | <p>本市の「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」は、仕入から製造・調理及び提供にいたるまでの全行程を評価し、認証の対象を「施設」としています。一方、京都府の「きょうと信頼食品登録制度」は、京都府内で生産又は製造される「食品」を対象としており、本市の制度とは異なるものです。</p> |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度の申請内容を簡略化してほしい。 ・平成 22 年度末現在の認証施設数が 74 施設である。京都市食の安全安心推進計画では平成 27 年度までに新規 250 施設の取得を目標に定めているが、その根拠や見通しがどのようなのか、気がかり。 | <p>京都市では、京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度の取得を促進するため、平成 23 年 10 月 1 日付で①申請書類の簡略化、②申請手数料の無料化、③申請窓口の保健センターへの変更を内容とする制度改正を行いました。申請内容に関わる相談は、所轄の保健センターで受け付けており、申請書の記載方法等も説明させていただきます。今後、認証取得施設の増加を目指します。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・自主衛生を推進していくために、食品衛生責任者の役割は重要である。食品衛生責任者を養成する際には、保健福祉局又は保健センター職員が講師を務め、食品衛生に係る最新の知識や法律の内容、京都市の方針などを伝えるのがよい。また受講の必要性を事業者に対し強く働きかけることが必要。 | <p>事業者による自主衛生管理を推進するため、効果的な食品衛生責任者の養成方法等を検討します。</p> |

(5) 漬物一斉監視

【意見数：4 意見NO：47～50】

| 意見の要旨 | 京都市の考え方 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・京の食文化を代表する食品の衛生確保のスタートに、漬物製造業の一斉監視を実施することはよい。 ・漬物の試験検査の検体量が昨年度の 3 倍になっているが、違反が多かったのか。なぜ検体量を増加したのか、理由を明示してほしい。 | <p>「京都市食の安全安心推進計画」に基づき、京の食文化を代表する食品の衛生管理を徹底することとしています。漬物は、京都を代表する食品であり、その衛生確保の徹底により市民及び観光旅行者の安全確保につながると考え、重点監視対象としました。検査による違反事例が特に多いことを理由とした対象の選定ではありません。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・漬物製造業に対する監視指導を実施する際、製品の検査結果だけではなく、製造工程における安全管理に注目して指導してほしい。また、表示の信頼性確保に向けて指導を強化してほしい。 | <p>漬物の製造工程を監視し、不適事項がないかを確認します。また、製品の収去検査を実施し、その結果をもとに、添加物の使用状況及び表示内容について、踏み込んだ指導を実施します。</p> |

(6) 監視指導

【意見数：3 意見NO：51～53】

| 意見の要旨 | 京都市の考え方 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・危害の発生を防止するため、「監視」と「指導」は大変重要である。しかし、「監視」と「指導」だけでなく、「正しく改善されたことを確認すること」が更に重要である。改善確認まで実施してほしい。 | <p>御指摘のとおり、不適状態が改善され、食中毒予防に一步近づくことが、食品衛生施策の目的です。京都市が取り組む「監視指導」には、監視し、指導した結果、改善された結果を確認することも含まれています。今後も、改善確認を含む監視指導に取り組めます。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・徹底した監視指導を行い未然に食品事故を防止するには、約 40,000 位ある許可施設等を現状の食品衛生監視員の数で一斉監視することは不可能である。そこで京都市で、食品衛生法第 61 条にある食品衛生推進員を養成し、監視指導を託すことにより監視指導の効果が上がるのではないかと。 ・定期的に、事業者に対し、郵便物等で季節に応じた対策の方法などを指導していただければよいのではないかと。 | <p>効率的かつ効果的な監視指導に向け、工夫を進めています。御意見を参考にさせていただきます。</p> |

(7) 食肉の生食に対する対策**【意見数：3 意見NO：54～56】**

| 意見の要旨 | 京都市の考え方 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・焼肉店で、生肉を箸で持たないように指導や表示をしてほしい。 | <p>調理するための箸と食べるための箸を使い分けることは、食中毒予防のうえで大変重要です。飲食店等の立入の際に、箸の使い分けを含め、食中毒対策について指導してまいります。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・テレビの取材で、お店の人が「お客が求めるから生レバーを提供する」と発言していた。食中毒を予防するためには、お店への指導よりも、消費者への啓発が重要だと考える。 | <p>御指摘のとおり、食中毒を予防するためには、事業者への指導にとどまらず、消費者に対する食中毒予防啓発が重要であると考えています。チラシの配布や消費者向け講習会の開催により、更なる啓発を実施していきたいと思えます。</p> |
| <p>「食肉取扱施設一斉監視」については、特に「生食用食肉」に関する監視指導がひきつづき重要だと考える。計画案の記述で「鶏肉の約6割程度がカンピロバクターに汚染されており」の箇所は、一定の知識がなければ意とするとところが正確に伝わらないおそれがあると考えるので、表現の改善が必要と思う。</p> | <p>京都市が検査した結果、鶏肉の約6割程度からカンピロバクターが検出されたのは、鶏を解体処理する段階で、腸管内に潜むカンピロバクターにより、鶏肉が汚染されることが原因と考えています。御指摘のありました箇所については、こういった汚染のプロセスとあわせて記載することで、わかりやすい表現に改善します。</p> |

(8) 路上弁当販売一斉監視**【意見数：3 意見NO：57～59】**

| 意見の要旨 | 京都市の考え方 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・路上販売弁当の一斉監視は重要である。 ・細菌検査の検体採取日及び検体数の拡大が必要であり、継続して検査強化を図って欲しい。 | <p>平成24年度については、路上販売弁当の試験検査数を増加し、実施します。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・最近、観光地で自転車を利用した不衛生な食品の販売を見かける。路上販売弁当の監視とともに、強化してほしい。 | <p>路上販売弁当に限らず、すべての業態において食品を衛生的に販売する必要があります。不衛生な状態が確認されましたら、ただちに改善指導を行います。</p> |

(9) 中央卸売市場**【意見数：2 意見NO：60～61】**

| 意見の要旨 | 京都市の考え方 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・産地から消費地まで一貫して商品情報を把握できるトレーサビリティシステムの構築を加えてはどうか。 | <p>御指摘のとおり、産地から消費地まで一貫した商品情報の管理は大変重要であると考えております。参考にさせていただきます。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・京都市で販売される生鮮品のほとんどが京都市中央卸売市場を通して販売されていると思う。徹底した安全確保のため、中央卸売市場の常時監視だけでなく、衛生管理や表示についての指導を強化してほしい。 | <p>京都市中央卸売市場は京都市の食品の流通拠点であり、ここでの衛生管理の徹底は、市内流通食品の安全性を確保するうえで、大変重要です。引き続き、食品衛生監視員が常駐で監視を実施する中で、食品の衛生的な取扱いや表示についても指導しています。</p> |

(10) 収去検査**【意見数：2 意見NO：62～63】**

| 意見の要旨 | 京都市の考え方 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・京都市は赤字財政であるのに、なぜ食品の試験検査の検体数が増えているのか？財政的な点も配慮して試験検査をしてほしい。 | <p>限られた予算の中で、効果的かつ効率的な試験検査の実施を検討します。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>・収去検査で毎回無償で商品を提供すると売り上げにひびくのでやめてほしい。</p> | <p>本市の食品衛生行政に御協力いただき、ありがとうございます。本市が行う収去検査は、様々な流通食品を様々な店舗から抜取検査することで、安全な食品が流通していることを確認することを目的としています。また、無償での収去は、食品衛生法第28条第1項に基づくもので、今後とも御理解と御協力をお願いします。</p> |
|---|---|

(11) 産地表示

【意見数：2 意見NO：64～65】

| 意見の要旨 | 京都市の考え方 |
|--|---|
| <p>・スーパーでお肉を買う時に「国産」と記載されていますが、「〇〇県産」というところまで書いているものが少ないと思う。県名まで産地をはっきり記載してほしい。</p> <p>・妊娠するまでは、あまり意識していなかったが産地を気にするようになりました。なるべく地産地消を心がけています。</p> | <p>食品の産地は、JAS法に基づき表示することとなっています。食肉については、「国産品である旨」又は「原産国名」の表示義務がありますが、都道府県名までの表示は義務付けられていません。</p> <p>なお、京都市では、JAS法を所管する京都府等と連携して、表示の一斉監視を実施しています。今後も京都府等と連携し、適正表示に向けた監視指導を実施します。</p> |

(12) 牛海綿状脳症（BSE）について

【意見数：1 意見NO：66】

| 意見の要旨 | 京都市の考え方 |
|--|--|
| <p>・BSEに関わる全頭検査の是非について、もう少し科学的な議論をして、市民と情報を共有してはどうか。</p> | <p>BSE全頭検査の継続については、国の動向を踏まえ、検討してまいります。</p> |